

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則をここに公布する。

○高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則

(平成 13 年 3 月 27 日規則第 16 号)

改正 平成 15 年 12 月 16 日規則第 116 号 平成 16 年 7 月 30 日規則第 89 号
平成 16 年 10 月 1 日規則第 102 号 平成 17 年 3 月 29 日規則第 49 号
平成 17 年 10 月 25 日規則第 147 号 平成 17 年 12 月 16 日規則第 164 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 58 号 平成 18 年 11 月 27 日規則第 125 号の 2
平成 20 年 6 月 24 日規則第 56 号 平成 25 年 5 月 14 日規則第 30 号
平成 26 年 7 月 1 日規則第 70 号 平成 27 年 6 月 23 日規則第 50 号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成 13 年高知県条例第 4 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則(次条第 1 項第 1 号を除く。)において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(四万十川、本川及び主要支川)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げる普通河川とする。

(1) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 4 条第 1 項の規定により指定された渡川水系のうちの四万十川の高岡郡津野町内国有林四万十森林管理署 3251 林班り小班内の源流点から同条第 5 項の規定により公示された区間の起点までの普通河川

(2) 河川法第 4 条第 1 項の規定により指定された渡川水系のうちの黒尊川の四万十市内国有林四万十森林管理署 1 林班り小班内の源流点から同条第 5 項の規定により公示された区間の起点までの普通河川

(3) 河川法第 4 条第 1 項の規定により指定された渡川水系のうちの檜原川の高岡郡檜原町太田戸 347 番地内の源流点から同条第 5 項の規定により公示された区間の起点までの普通河川

(4) 河川法第 4 条第 1 項の規定により指定された渡川水系のうちの北川の高岡郡津野町内国有林四万十森林管理署 3286 林班り小班内の源流点から同条第 5 項の規定により公示された区間の起点までの普通河川

2 条例第 2 条第 2 項の規則で定めるものは、前項第 1 号に掲げる普通河川とする。

3 条例第 2 条第 3 項の主要支川は、河川法第 4 条第 1 項の規定により指定された渡川水系のうちの黒尊川、目黒川、広見川、檜原川及び北川並びに第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる普通河川とする。

(流域の区域)

第4条 条例第2条第5項の四万十川の集水地域として知事が定める区域は、別表第1の左欄に掲げる市町ごとに同表の右欄に掲げる区域とする。

(国の地方支分部局等)

第5条 条例第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)、第32条第4項、第33条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)及び第36条第4項の国の地方支分部局等は、経済産業省四国経済産業局、経済産業省中国四国産業保安監督部四国支部、国土交通省四国地方整備局、農林水産省中国四国農政局、林野庁四国森林管理局及び環境省中国四国地方環境事務所とする。

(重点地域の指定等の案の公告)

第6条 条例第12条第2項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、高知県公報に登載してするものとする。

(1) 重点地域(重点地域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分)として指定しようとする土地の区域

(2) 重点地域の指定又は拡張の案の縦覧の場所、期間及び時間

(公聴会)

第7条 知事は、条例第12条第5項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、当該公聴会を開催しようとする日の3週間前までに高知県公報に登載してするものとする。

第8条 公聴会において意見を述べようとする者は、当該公聴会を開催しようとする日の1週間前までに、知事に対して、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を申し出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び役職名並びに主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)

(2) 意見の要旨及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

2 知事は、前項に規定する期限までに申出がなかったときその他公聴会を開催する必要がなくなつたと認めるときは、当該公聴会の開催を中止するものとする。

3 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を告示するものとする。

4 前項の規定による公告は、高知県公報に登載してするものとする。

5 知事は、第1項の規定により申出をした者のうちから、当該公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

6 知事は、公聴会の運営を円滑に行う必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を定めることができる。

7 知事は、第5項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定に基づき公述時間を定めたときは、あらかじめ当該公述人に対し、その旨を通知するものとする。

第9条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第10条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第11条 公述人及び前条第2項の規定に基づき発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 議長は、公述人及び前条第2項の規定に基づき発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは公述時間を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言若しくは言動を禁止し、又は当該者に対し退場を命ずることができる。

第12条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

第13条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく当該公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(鉱物の掘採等)

第14条 条例第13条第1項第1号、第14条第1項第1号及び第16条第1項第1号に掲げる行為(以下「鉱物の掘採等」という。)は、鉱物を掘採し、又は土石を採取して、行為地(条例第13条第1項、第14条第1項又は第16条第1項の行為の許可の申請に係る場所をいう。以下同じ。)の外に持ち出す行為とする。ただし、地質調査に係る行為又は温泉を湧出させる目的で土地を掘削する行為を含まないものとする。

(土地の形状の変更)

第15条 条例第13条第1項第2号、第14条第1項第2号及び第16条第1項第2号の規則で定める高さは、盛土にあつては1メートル、切土にあつては2メートルとする。

(工作物)

第16条 条例第13条第1項第3号、第14条第1項第3号及び第16条第1項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

(1) 周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次に掲げるもの

ア コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの

イ 危険物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条第1項の表に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に係るもの

ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類するもの

(2) 大規模な工作物で、次に掲げるもの

ア ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの

イ 霊園又は墓地(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12年高知県条例第12号)第7条ただし書に規定する個人墓地を除く。)

ウ 風力発電施設その他これに類するもの

(3) 前2号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの

ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの

イ 屋外照明(屋外にあって、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。第22条第2項において同じ。)その他これに類するもの

ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

エ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの

オ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

(外観の模様替え)

第17条 条例第13条第1項第4号、第14条第1項第4号及び第16条第1項第4号の規則で定めるものは、建築物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であって、屋根、外壁その他建築物に付随するもの(以下「屋根、外壁等」という。)の素材を変更する行為とする。

(色彩の変更)

第18条 条例第13条第1項第5号、第14条第1項第5号及び第16条第1項第5号の規則で定めるものは、建築物又は工作物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であって、素材は変更せずに色彩を変更する行為とする。

(天然林)

第19条 条例第13条第1項第6号の天然林は、針葉樹林(すぎ及びひのきにより構成されている林に限る。)及び竹林を除いたものとする。

(看板、広告板等)

第20条 条例第13条第1項第8号、第14条第1項第6号及び第16条第1項第8号の看板及び広告板は、屋外広告物法(平成16年法律第111号)第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものとする。

2 条例第13条第1項第8号、第14条第1項第6号及び第16条第1項第8号の規則で定めるものは、自動販売機とする。

(物品)

第21条 条例第13条第1項第9号、第14条第1項第7号及び第16条第1項第9号の規則で定める物品は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品とする。

(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)

第22条 条例第13条第2項第1号の災害の防止、同項第2号の水害の防止及び同項第3号の水源のかん養の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他の法令による許可等を要する行為について、当該法令による許可等を受けていることとする。

2 条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4条に基づく基礎調査による特定植物群落(以下「特定植物群落」という。)の生育地でないこと。 3 行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、中木(その高さが1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。)以上の樹木(以下「中高木」という。)による緩衝帯(その投影面積が当該行為地の面積の20パーセント以上であるものをいう。以下同じ。)を配置すること。 4 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 5 当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法(昭和25年法律第291号)に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池(降雨強度を1時間当たり60ミリメートルとし、滞留時間が30秒以上となるものをいう。以下同じ。)を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。 6 採石法に基づき岩石を採取する場合は、経済産業省資源エネルギー庁の作成による採石技術指導基準書(以下「採石技術指導基準書」という。)に基づく措置を講ずること。 7 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第13条第1項第2号に掲げる行為	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 4 当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。 5 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第13条第1	1 新築の場合

<p>項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの</p>	<p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>(3) 屋外照明その他これに類するものを設置する場合(農作物の安定栽培及び病虫害防除のために設置する場合を除く。以下「屋外照明等の設置」という。)は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(4) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(5) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>2 増築、改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>3 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p>
<p>条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの</p>	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>(3) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(4) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(5) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法によりその抑制をすること。</p> <p>(6) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。</p> <p>2 増築、改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができ</p>

	<p>ないと認められること。</p> <p>(2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法によりその抑制をすること。</p> <p>(5) 第16条第1号に掲げる工作物にあつては、行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。</p> <p>3 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p>
条例第13条第1項第6号、第7号及び第9号に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p>
条例第13条第1項第8号に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>3 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p>

- 3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地に四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道(以下「主要な眺望場所」という。)から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難い場合は、高さ10メートル程度ごとに法(のり)面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。</p> <p>3 盛土の高さ又は切土の高さは、それぞれ5メートル以下であること。</p> <p>4 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただ</p>

	<p>し、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>5 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>6 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p> <p>7 当該行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、当該行為地に生じた盛土及び切土の法(のり)面は、裸地が生じないように次に掲げる方法により緑化すること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。</p> <p>(1) 在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 法(のり)面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法(のり)枠等と(1)とを併用した工法とすること。</p>
<p>条例第13条第1項第2号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 当該行為によって自然景観が損なわれる場合は、次に掲げる方法により緑化し、又は遮蔽すること。</p> <p>(1) 法(のり)面には、在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 法(のり)面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法(のり)枠等と(1)とを併用した工法とすること。</p> <p>(3) コンクリート、鋼材等による土地の嵩(かさ)上げを行う場合は、自然石、植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。</p> <p>3 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>4 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>5 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p> <p>6 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>
<p>条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの</p>	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 高さは、13メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 建ぺい率(建築面積を敷地面積で除したものをいう。)は、60パーセント以下であること。</p> <p>(4) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(マンセル表色系)に規定する彩度をいう。以下同じ。)が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基</p>

	<p>調とすること。</p> <p>(5) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>(6) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>3 改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>4 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
<p>条例第13条第1</p>	<p>1 新築、改築又は移転の場合</p>

<p>項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの</p>	<p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 高さは、13メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>3 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>4 電線路等の支持物は、原則として設置しないこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
<p>条例第13条第1項第4号に掲げる行為</p>	<p>屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p>
<p>条例第13条第1項第5号に掲げる行為</p>	<p>建築物の屋根、外壁等又は工作物の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p>
<p>条例第13条第1項第6号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p>

	<p>3 行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の 30 パーセント以下とすること。</p>
<p>条例第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 下刈り及び間伐に係る計画書を当該行為の許可申請の際に提出し、適正な施業を行うこと。ただし、森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定の締結又は同法第 11 条第 1 項の規定に基づく森林経営計画の策定による場合は、その協定書又は計画書の写しを当該行為の許可申請の際に提出すること。</p>
<p>条例第 13 条第 1 項第 8 号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 高知県屋外広告物条例(平成 8 年高知県条例第 5 号)第 3 条各号に掲げる禁止地域等以外の場所においては、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 色彩は、原則としてマンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(2) 蛍光色は、使用しないこと。</p> <p>3 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ 1 メートルを超える盛土及び高さ 2 メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100 平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の 30 パーセント以下とすること。</p>
<p>条例第 13 条第 1 項第 9 号に規定する行為</p>	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。</p> <p>3 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ 1 メートルを超える盛土及び高さ 2 メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこ</p>

	<p>と。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
--	--

(意見の聴取を要する場合)

第23条 条例第13条第3項(条例第14条第2項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める場合は、条例第17条第1項の規定による許可の申請があった場合とする。

(適用除外地域)

第24条 条例第13条第5項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

(回廊地区内における許可を要しない行為)

第25条 条例第13条第6項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為
- (2) 軽易な行為で、次に掲げるもの

ア 条例第13条第1項第1号に掲げる行為のうち、その面積が10平方メートル未満で、かつ、その法(のり)面の高さが1.5メートル以下のもの

イ 条例第13条第1項第2号に掲げる行為のうち、その面積が100平方メートル未満のもの

ウ 条例第13条第1項第3号に掲げる行為(建築物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その建築面積が100平方メートル未満で、かつ、その高さが10メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

エ 条例第13条第1項第3号に掲げる行為(工作物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その築造面積が10平方メートル未満で、かつ、その高さが1.5メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

オ 条例第13条第1項第4号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの

カ 条例第13条第1項第5号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの又は第22条第3項の表に掲げる行為の許可の基準に係る技術的細目を明らかに満たしているもの

キ 条例第13条第1項第6号に掲げる行為のうち、その面積が100平方メートル未満のもの

ク 条例第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる行為のうち、その面積が 100 平方メートル未満のもの

ケ 条例第 13 条第 1 項第 8 号に掲げる行為のうち、高知県屋外広告物条例第 9 条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの。ただし、自家用広告物等(自動販売機を除く。)及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあっては、その縦及び横の長さがそれぞれ 4 メートル以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が 4 平方メートル以下のものとする。

コ 条例第 13 条第 1 項第 9 号に掲げる行為のうち、その面積の合計が 10 平方メートル未満で、かつ、その高さが 1.5 メートル以下のもの又はその存続期間が 90 日を超えないもの

(3) 自己の用に供するため木竹を伐採する行為並びに次条に規定する自己の居住の用に供する住宅の敷地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為

(自己の居住の用に供する住宅)

第 26 条 条例第 13 条第 6 項第 2 号(条例第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の自己の居住の用に供する住宅は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自己の居住の用のみに供する建築物

(2) 自己の居住の用に供する部分及び事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を併せ持つ建築物であって、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満で、かつ、100 平方メートル未満のもの(住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為)

第 27 条 条例第 13 条第 6 項第 2 号(条例第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民が農業を営むために行う行為で、次に掲げるもの

ア 用途を変更せずに農地を改変する行為

イ 農道を整備する行為

ウ 支障木を伐採する行為

エ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹し、又は伐採する行為

(2) 住民が林業を営むために行う行為で、次に掲げるもの

ア 木材の搬出及び林業経営に必要な資材の運搬のための作業道を整備する行為

イ すぎ又はひのきの人工林を間伐し、保育し、又は主伐するために附帯して行う行為

ウ 天然林において、しいたけ原木(くぬぎ、こなら等)又は薪炭林(しい、かし等)を伐採する行為

(3) 住民が漁業を営むために行う行為で、支障木を伐採する行為

(保全・活用地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)

第 28 条 条例第 14 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項第 1 号の災害の防止、同項第 2 号の水害の防止及び同項第 3 号の水源のかん養の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、都市計画法、森林法その他の法令による許可等を要する行為について、当該法令による許可等を受けていることとする。

2 条例第 14 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項第 4 号の生態系の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。 3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 4 当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透枿(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。 5 採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。 6 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 3 当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透枿(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。 4 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	1 新築の場合 (1) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 (2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 2 増築、改築又は移転の場合

	<p>(1) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(2) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(3) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>3 撤去の場合にあつては、振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの</p>	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>(2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>(5) 第 16 条第 1 号に掲げる工作物にあつては、行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。</p> <p>2 増築、改築又は移転の場合</p> <p>(1) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>(2) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。</p> <p>(3) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>(4) 第 16 条第 1 号に掲げる工作物にあつては、行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。</p> <p>3 撤去の場合にあつては、振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>2 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる行為</p>	<p>行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p>

- 3 条例第 14 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項第 4 号の景観の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	<p>1 行為地に主要な眺望場所から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあってこれにより難しい場合は、高さ 10 メートル程度ごとに法(のり)面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。</p> <p>2 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。</p> <p>3 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>4 当該行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、当該行為地に生じた盛土及び切土の法(のり)面は、裸地が生じないように次に掲げる方法により緑化すること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。</p> <p>(1) 在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 法(のり)面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法(のり)枠等と(1)とを併用した工法とすること。</p>
条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	<p>1 当該行為によって自然景観が損われる場合は、次に掲げる方法により緑化し、又は遮蔽すること。</p> <p>(1) 法(のり)面には、在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 法(のり)面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法(のり)枠等と(1)とを併用した工法とすること。</p> <p>2 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。</p> <p>3 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>4 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p>
条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。</p> <p>(2) 高さは、20 メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p>

	<p>(4) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>(5) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>3 改築又は移転の場合</p> <p>(1) 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>4 撤去の場合にあっては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
<p>条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの</p>	<p>1 新築、改築又は移転の場合</p> <p>(1) 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合にあっては、色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>3 撤去の場合にあっては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>4 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p>

	<p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
条例第14条第1項第4号に掲げる行為	屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
条例第14条第1項第5号に掲げる行為	建築物の屋根、外壁等又は工作物の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
条例第14条第1項第6号に掲げる行為	<p>1 高知県屋外広告物条例第3条各号に掲げる禁止地域等以外の場所においては、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 色彩は、原則としてマンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(2) 蛍光色は、使用しないこと。</p> <p>2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
条例第14条第1項第7号に掲げる行為	<p>1 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。</p> <p>2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>

(保全・活用地区内における許可を要しない行為)

第29条 条例第14条第2項において準用する条例第13条第6項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為

(2) 軽易な行為で、次に掲げるもの

ア 条例第14条第1項第1号に掲げる行為のうち、その面積が1,000平方メートル未満で、かつ、その法(のり)面の高さが3メートル以下のもの

イ 条例第14条第1項第2号に掲げる行為のうち、その面積が1,000平方メートル未満のもの

ウ 条例第14条第1項第3号に掲げる行為(建築物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その建築面積が100平方メートル未満で、かつ、その高さが10メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

エ 条例第14条第1項第3号に掲げる行為(工作物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その築造面積が1,000平方メートル未満で、かつ、その高さが5メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

オ 条例第14条第1項第4号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの

カ 条例第14条第1項第5号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの又は前条第3項の表に掲げる行為の許可の基準に係る技術的細目を明らかに満たしているもの

キ 条例第14条第1項第6号に掲げる行為のうち、高知県屋外広告物条例第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの。ただし、自家用広告物等(自動販売機を除く。)及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあつては、その縦及び横の長さがそれぞれ4メートル以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4平方メートル以下のものとする。

ク 条例第14条第1項第7号に掲げる行為のうち、その面積の合計が1,000平方メートル未満で、かつ、その高さが3メートル以下のもの又はその存続期間が90日を超えないもの

(3) 自己の用に供するため木竹を伐採する行為並びに第26条に規定する自己の居住の用に供する住宅の敷地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為

(申請様式等)

第30条 条例第17条第1項の申請書のうち、次の各号に掲げる行為に係る様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鉋物の掘採等の許可 別記第1号様式

(2) 土地の形状の変更の許可 別記第2号様式

(3) 建築物の建築等の許可 別記第3号様式

- (4) 工作物の建築等の許可 別記第 4 号様式
- (5) 外観の模様替えの許可 別記第 5 号様式
- (6) 色彩の変更の許可 別記第 6 号様式
- (7) 天然林(立木)の伐採の許可 別記第 7 号様式
- (8) 針葉樹の植樹の許可 別記第 8 号様式
- (9) 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可 別記第 9 号様式
- (10) 物品の集積又は貯蔵の許可 別記第 10 号様式

2 条例第 17 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計者又は施工者の住所及び氏名
- (2) 行為の着手及び完了の予定年月日
- (3) 行為に対する他法令の許可等の状況

3 条例第 17 条第 2 項第 1 号の同意を得ていることを証する書類は、別記第 11 号様式によるものとする。ただし、知事が特に認めたときは、当該同意を得ていることを確認することができる書類の写しをもってこれに代えることができる。

4 条例第 17 条第 2 項第 2 号の規則で定める書類及び図書は、別表第 2 の左欄に掲げる許可の申請区分に従い、同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、知事が特に認めたときは、当該書類及び図書の一部について添付を省略することができる。

第 31 条 条例第 19 条第 3 項の申請書は、別記第 12 号様式によるものとする。

(届出様式等)

第 32 条 条例第 19 条第 4 項の規定による変更の届出は、別記第 13 号様式によりしなければならない。

2 条例第 19 条第 4 項の規則で定める事項は、許可を受けた者の住所若しくは主たる事務所所在地又は氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名とする。

第 33 条 条例第 20 条第 1 項の規定による行為の着手又は完了の届出は、別記第 14 号様式によりしなければならない。

2 条例第 20 条第 2 項の検査済証は、別記第 15 号様式によるものとする。

第 34 条 条例第 21 条第 1 項の規定による行為の未着手、休止、再開又は廃止の届出は、別記第 16 号様式によりなければならない。

第 35 条 条例第 22 条第 2 項の規定による地位の承継の届出は、別記第 17 号様式によりしなければならない。

2 条例第 22 条第 3 項の規定による地位の承継の承認の申請は、別記第 18 号様式によりなければならない。

(清流基準)

第 36 条 条例第 23 条第 2 項各号に掲げる清流基準の測定方法及び算定方法は、別表第 3 に定めるとおりとする。

2 条例第 23 条第 3 項の規定により規則で定める清流基準は、別表第 4 に定めるとおりとする。

(自動車等の駐停車時の原動機の停止が必要でない場合)

第 37 条 条例第 29 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令の規定により自動車等を停止する場合又は危険を防止するために自動車等を停止する場合
- (2) 人の乗降又は交通の状況により自動車等を停止する場合
- (3) 当該自動車等が、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 27 条第 1 項に規定する乗合自動車又は道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 13 条第 1 項各号に規定する緊急自動車である場合
- (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (5) 運転を始める前に自動車等の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる必要のある場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、自動車等の原動機を停止することができないことについてやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合

(住民意識調査の実施時期等)

第 38 条 条例第 37 条第 1 項の住民意識調査は平成 19 年度から 5 年ごとに実施するものとし、その実施方法は知事が別に定める。

(委員会)

第 39 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 40 条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会には、必要に応じて、専門委員を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、それぞれ会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 条例第 42 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 41 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(立入調査をする職員の身分証明書)

第 42 条 条例第 21 条第 4 項及び第 49 条第 3 項の身分を示す証明書は、別記第 19 号様式によるものとする。

(重点地域に係る職員の権限)

第 43 条 条例第 50 条第 2 項の規定に基づき職員に行わせる権限は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、その行為の中止を命ずることとする。

- (1) 条例第 13 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 条例第 13 条第 4 項(条例第 14 条第 2 項、第 16 条第 3 項及び第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき許可に付された条件に違反した者
- (3) 条例第 14 条第 1 項の規定に違反した者
- (4) 条例第 16 条第 1 項の規定に違反した者
- (5) 条例第 19 条第 1 項の規定に違反した者
- (6) 条例第 27 条第 1 項の規定に違反した者
- (7) 条例第 27 条第 3 項の規定に基づき許可に付された条件に違反した者

(権限の一部を行使する職員の身分証明書)

第 44 条 条例第 50 条第 3 項の身分を示す証明書は、別記第 20 号様式によるものとする。

(公表)

第 45 条 条例第 51 条第 1 項の規定に基づく公表は、高知県公報による公告その他知事が適当であると認める方法により行うものとする。

(委任)

第 46 条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成 15 年 12 月 16 日規則第 116 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 30 日規則第 89 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 102 号)
この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日規則第 49 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 25 日規則第 147 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日規則第 164 号)
この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中窪川町の項を削る部分及び

大正町	町の区域の全域
十和村	村の区域の全域

を

四万十町	町の区域のうち、次の 1 から 4 までに掲げる区域を除く全域
	1 大字興津
	2 大字大鶴津
	3 大字小鶴津
	4 大字志和

に改める部分は、同年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 58 号)
この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定、第 5 条の改正規定(「第 26 条第 4 項、第 27 条第 5 項」を「第 32 条第 4 項、第 33 条第 5 項」に、「第 30 条第 4 項」を「第 36 条第 4 項」に改める部分を除く。)、第 16 条を第 39 条とし、同条の前に 1 条を加える改正規定及び別表第 1 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 27 日規則第 125 号の 2)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日規則第 56 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 14 日規則第 30 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 1 日規則第 70 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 23 日規則第 50 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

別表第 1(第 4 条関係)

市町名	流域の区域
四万十市	<p>市の区域のうち、次に掲げる区域を除く全域</p> <p>1 大字名鹿</p> <p>2 大字鍋島字猪ノ谷、字長谷、字金ヶ浜、字中ノ森山、字南中ノ森山、字駄馬山、字上駄馬、字新畑、字溶崎、字東谷、字東山、字磯ノ上山、字磯ノ上、字大道越、字東釣井、字清水山、字茶畑、字興助作式、字西駄馬、字神山、字溶越、字茶圓、字大人、字夕谷、字畝譚、字踊場、字横山、字東横山、字駄馬芝、字六反地、字馬場、字クロ、字畔ノ向、字耳切、字浜割、字笠松、字十五代谷、字中谷、字大駄馬、字日和山、字鍛冶カ谷、字松谷、字免楽原、字平床、字飛渡り、字蛇ヶ谷、字向ヒ新浦、字新浦、字新浦山、字向ヒ新浦山、字西笠松、字溶崎山、字西神山、字ウ子コシ山、字後口山、字江見立及び字耳切山</p> <p>3 大字双海(字石神ノ谷、字大マト、字昼飯谷、字ヒヤノ谷、字平ダバ山、字永野地ノ谷、字遠山、字前ノ谷、字ホチャノダバ、字茂平山、字庄源山、字直山、字東谷、字新山、字下作山及び字赤ハゲを除く。)</p>
檮原町	町の区域の全域
津野町	<p>町の区域のうち、次に掲げる区域を除く全域</p> <p>1 大字船戸字野草、字本田、字松ノ東、字折道、字添谷、字センダンノ平、字定畑、字坂本、字四ツ田、字長走、字座庄、字宮ノ谷、字小宮ノ谷、字下モ桂、字中越、字野地、字坂木平、字八斗蒔、字イノ谷、字林野本、字上桂、字中屋式、字西サコ、字水ノサコ、字待山及び字栢ヶ峠</p> <p>2 大字新土居</p> <p>3 大字三間川</p> <p>4 大字樺ノ川</p> <p>5 大字西谷甲</p>

	6 大字姫野々 7 大字久保川 8 大字貝ノ川 9 大字永野 10 大字西谷乙 11 大字貝ノ川床鍋 12 大字赤木 13 大字杉ノ川甲 14 大字杉ノ川乙 15 大字杉ノ川丙 16 大字大野 17 大字黒川 18 大字白石甲 19 大字白石乙 20 大字白石丙
中 土 佐 町	町の区域のうち、次に掲げる区域を除く 全域 1 大字久礼 2 大字上ノ加江 3 大字矢井賀甲 4 大字矢井賀乙
四 万 十 町	町の区域のうち、次に掲げる区域を除く 全域 1 大字興津 2 大字大鶴津 3 大字小鶴津 4 大字志和

別表第2(第30条関係)

許可の申請区分	書類及び図書
1 鉱物の掘採等の許可又は土地の形状の変更の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 標準断面図(縮尺100分の1以上) 6 排水施設計画図(縮尺1,000分の1以上) 7 設計計算書及び構造図(沈砂池を設置する場合に限る。) 8 土地登記事項証明書 9 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写し
2 建築物の建築等の許可又は工作物の建築等の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。)

	<ul style="list-style-type: none"> 4 計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上) 5 建築立面図又は工作物構造図(縮尺 100 分の 1 以上) 6 排水処理施設構造図(縮尺 100 分の 1 以上) 7 跡地の整理に関する計画書(撤去の場合に限る。) 8 土地登記事項証明書 9 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
3 外観の様式替への許可	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上) 2 現況写真(カラー写真とする。) 3 建築立面図(縮尺 100 分の 1 以上) 4 土地登記事項証明書 5 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
4 色彩の変更の許可	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上) 2 現況写真(カラー写真とする。) 3 建築立面図又は工作物構造図(縮尺 100 分の 1 以上) 4 土地登記事項証明書 5 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
5 天然林の伐採の許可	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上) 2 現況図(縮尺 5,000 分の 1 以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 土地登記事項証明書 5 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
6 針葉樹の植樹の許可	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上) 2 現況図(縮尺 5,000 分の 1 以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 間伐計画書又は森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定書若しくは同法第 11 条第 1 項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 土地登記事項証明書 6 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
7 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上) 2 現況図(縮尺 5,000 分の 1 以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 構造図(縮尺 100 分の 1 以上) 5 土地登記事項証明書 6 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
8 物品の集積又は貯蔵の許可	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上) 2 現況図(縮尺 5,000 分の 1 以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上) 5 標準断面図(縮尺 100 分の 1 以上) 6 土地登記事項証明書 7 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し

備考 土地登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条に規定する地図の写しについては、行為者がその土地の所有者である場合は、当該土地に係る納税証明書の写しによりこれらに代えることができる。

別表第 3(第 36 条関係)

項目	測定方法	算定方法
清流度	<p>1 測定は、降雨後 4 日以上を経過し、水質が安定している日を選び、直射日光を避けながら、水深 0.3 メートルから 1.0 メートルまでの平瀬で行う。</p> <p>2 測定は、2 人で行い、1 人は、ブラックディスク(直径 20 センチメートルの円板の表面をつや消しの黒で塗り、持ち手を取り付けたものとする。以下同じ。)を水面に垂直になるように水中に入れ、水平に移動させる。もう 1 人は、清流度計(内側をつや消しの黒で塗り、側面の窓は、透明なアクリル樹脂板で、水中を水平方向に見るため内部に窓から 45 度の角度で鏡を設置したものとする。以下同じ。)で水中のブラックディスクを目視し、これが見えなくなるときの清流度計とブラックディスクとの間の水平距離を測定する。</p>	測定を数回繰り返し、平均値を求め、小数点以下第 2 位を四捨五入した値を、その地点の清流度とする。
窒素に係る指標	全窒素の測定方法(日本工業規格 K0102 の 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を窒素に係る指標とする。
磷(りん)に係る指標	全磷(りん)の測定方法(日本工業規格 K0102 の 46.3 に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を磷(りん)に係る指標とする。
水生生物に係る指標	<p>1 測定は、測定日前 10 日間の降雨量等を考慮して、平水時に行う。</p> <p>2 測定は、水深が約 30 センチメートルで流れがあり、川底に拳くらいから頭くらいまでの大きさの石が多い場所で行う。</p> <p>3 測定地点の下流側に受け網(網目が 1 ミリメートルから 2 ミリメートルまでの網、</p>	<p>1 測定地点ごとに、採取した生物の種類を確認し、次の算式により算定した A S P T 値(平均スコア値。小数点以下第 2 位を四捨五入する。)を求める。</p> <p style="text-align: center;"><u>指標生物のスコア値の合計</u></p>

<p>ザル又はフルイとする。以下同じ。)を置き、その地点の石のいくつかを取り上げ、石の表面にいる生物を採取する。</p> <p>4 石を取り上げた後の川底を足でかきまぜて流れてくる生物を受け網で受け、受け網に残った生物を採取する。川底が砂又は泥の場合は、この方法のみで生物を採取する。</p>	<p>指標生物種数</p>																					
	<p>(指標生物のスコア値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">スコア値</th> <th style="text-align: center;">指標生物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>アミカ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>サワガニ、チラカゲロウ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ、ナガレトビケラ、携巢性トビケラ、ヘビトンボ、ヨコエビ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>タニガワカゲロウ、マダラカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ナガレアブ、カワニナ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>モンカゲロウ、サナエトンボ、ナベブタムシ、シマトビケラ、ガガンボ、ブユ、テナガエビ、プラナリア</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>コカゲロウ、キイロカワカゲロウ、ヒラタドROMシ、ホタル、スジエビ、モクズガニ、イシマキガイ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>アミメカゲロウ、タイコウチ・ミズカマキリ、シジミガイ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>タニシ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>モノアラガイ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>ヒル、ミズムシ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>アメリカザリガニ、赤いユスリカ(腹鰓(えら)あり)、サカマキガイ、イトミミズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1により算定されたASPT値及び指標生物の種類数を次の表の判定基準に照らして該当する水質階級を水生生物に係る指標とする(水質階級1から5までについては、指標生物種数及びASPT値の要件をともに満たすこと。)</p> <p>(水質階級判定基準)</p>	スコア値	指標生物	10	アミカ	9	サワガニ、チラカゲロウ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ、ナガレトビケラ、携巢性トビケラ、ヘビトンボ、ヨコエビ	8	タニガワカゲロウ、マダラカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ナガレアブ、カワニナ	7	モンカゲロウ、サナエトンボ、ナベブタムシ、シマトビケラ、ガガンボ、ブユ、テナガエビ、プラナリア	6	コカゲロウ、キイロカワカゲロウ、ヒラタドROMシ、ホタル、スジエビ、モクズガニ、イシマキガイ	5	アミメカゲロウ、タイコウチ・ミズカマキリ、シジミガイ	4	タニシ	3	モノアラガイ	2	ヒル、ミズムシ	1
スコア値	指標生物																					
10	アミカ																					
9	サワガニ、チラカゲロウ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ、ナガレトビケラ、携巢性トビケラ、ヘビトンボ、ヨコエビ																					
8	タニガワカゲロウ、マダラカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ナガレアブ、カワニナ																					
7	モンカゲロウ、サナエトンボ、ナベブタムシ、シマトビケラ、ガガンボ、ブユ、テナガエビ、プラナリア																					
6	コカゲロウ、キイロカワカゲロウ、ヒラタドROMシ、ホタル、スジエビ、モクズガニ、イシマキガイ																					
5	アミメカゲロウ、タイコウチ・ミズカマキリ、シジミガイ																					
4	タニシ																					
3	モノアラガイ																					
2	ヒル、ミズムシ																					
1	アメリカザリガニ、赤いユスリカ(腹鰓(えら)あり)、サカマキガイ、イトミミズ																					

		水質階級	指標生物種数	A S P T 値
		1	10 種以上	7.5 以上
		2	8 種以上	7.0 以上
		3	7 種以上	6.0 以上
		4	6 種以上	5.0 以上
		5	5 種以上	3.0 以上
		6	4 種以下	3.0 未満

備考

- 1 清流度、窒素に係る指標及び磷(りん)に係る指標は、年度ごとに4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの期間に各1回測定し、4回の測定値の平均値を当該年度のそれぞれの指標とする。
- 2 水生生物に係る指標は、年度ごとに3月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間に各1回測定し、指標生物種数及びA S P T 値の3回の平均値を求め、該当する水質階級を当該年度の指標とする。

別表第4(第36条関係)

基準地点		類型	基準値			
河川名	地点名		清流度	窒素に係る指標	磷(りん)に係る指標	水生生物に係る指標
本川	作屋	A	7メートル以上	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	水質階級1
	大正流量観測所	A	〃	〃	〃	〃
	十川		〃	〃	〃	〃
	用井		6メートル以上	〃	〃	〃
	具同		5メートル以上	〃	〃	〃
吉見川	本川合流前	—	3メートル以上	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	水質階級4
禰原川	田野々大橋	A	8メートル以上	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	水質階級1
広見川	川崎橋	—	4メートル以上	〃	〃	〃
目黒川	本川合流前	—	10メートル以上	〃	〃	〃
黒尊	本川合流	—	14メートル	〃	〃	〃

川	前		ル以上			
---	---	--	-----	--	--	--

備考

- 1 この表において「－」は、該当する基準地点が存在する河川に環境基準の水域類型の指定がない又は該当する基準地点には基準値を設定していないことを示す。
- 2 この表に定める基準値は、別表第3の備考1及び備考2により求められる指標にそれぞれ対応するものとする。

別記第1号様式(第30条関係)

鉱物の掘採等の許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第30条関係)

土地の形状の変更の許可申請書

[別紙参照]

第3号様式(第30条関係)

建築物の建築等の許可申請書

[別紙参照]

第4号様式(第30条関係)

工作物の建築等の許可申請書

[別紙参照]

第5号様式(第30条関係)

外観の模様替えの許可申請書

[別紙参照]

第6号様式(第30条関係)

色彩の変更の許可申請書

[別紙参照]

第7号様式(第30条関係)

天然林(立木)の伐採の許可申請書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 30 条関係)

針葉樹の植樹の許可申請書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 30 条関係)

看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可申請書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 30 条関係)

物品の集積又は貯蔵の許可申請書

[別紙参照]

第 11 号様式(第 30 条関係)

施行同意書

[別紙参照]

第 12 号様式(第 31 条関係)

変更許可申請書

[別紙参照]

第 13 号様式(第 32 条関係)

変更届

[別紙参照]

第 14 号様式(第 33 条関係)

行為の着手(完了)届

[別紙参照]

第 15 号様式(第 33 条関係)

検査済証

[別紙参照]

第 16 号様式(第 34 条関係)

休止(再開・廃止・未着手)届

[別紙参照]

第 17 号様式(第 35 条関係)

地位承継届

[別紙参照]

第 18 号様式(第 35 条関係)

地位承継承認申請書

[別紙参照]

第 19 号様式(第 42 条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第 20 号様式(第 44 条関係)

身分証明書

[別紙参照]